

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成21年
(2009年) 9月15日

第1736号

毎月3回5の日に発行

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報



民主党の鳩山代表(右から2人目)、
菅代表代行(右)と面談する本会の
五本会長(左)ら地方六団体の代表

鳩山民主党代表らと面談

「国と地方の協議の場」に関し地方六団体が

本会の五本幸正会長ら地方六団体の代表は9月9日、民主党へ「国と地方の協議」を早期に開始するよう申し入れた。左下掲。民主党側からは鳩山由紀夫・代表、菅直人・代表代行が会談に臨んだ。従来から地方六団体は「国と地方の協議」の場を法制化するよう求めてきた。国が立案する施策

は、国民生活の向上を目指す行為であり、現場を担う地方自治体の声が行政へ反映されれば、真に国民生活を豊かにできると考えるためだ。自治体が担う事務は医療や福祉、教育など国民生活に関わりの深い分野ばかり。現場で汗をかいている自治体の声は、国にとつても示唆に富む貴重な事例集といえる。民主党はマニフェストで、中央政府は国レベルの仕事に専念」と掲げているが、全国的に実施すべき行政サービスについて

総選挙の結果、「地域主権」の確立を掲げた民主党が政権を担うことになりました。民主党は、マニフェストにおいて「国と地方の協議の場」を法律に基づき設置すると明示されています。新政権への期待も大きい中、我々地方はこの方針を大いに歓迎するところであり、早期の法制化を願うとともに、国民生活の向上と我が国の発展のため、積極的・建設的な協議をしてまいりたいと考えております。

示している。9日に申し入れた際にも、鳩山代表は「マニフェストで、国と地方の協議の場を法制化することは約束した」と発言したほか、法制化前であっても「(できないわけではないので)実施していきたい」と地方側へ配慮する考えを示している。早急な実現が望まれる。

第3次勧告総仕上げへ

政府の地方分権改革推進委員会

政府の地方分権改革推進委員会(丹羽宇一郎・委員長)は9月7日、国が自治体の事務を縛る「義務付け・枠付け」の廃止や緩和に関する見直し案をまとめた。同案では、分権委が精査した1207条項の事務のうち、881

条項の事務について見直すべくと判断している。分権委では、この見直し案に基づき、第3次勧告の素案をまとめる。このほか分権委では、かねてから本会をはじめとする地方六団体が実現を求めていた「国と地方の協議の場」につ

いても、「義務付け・枠付け」とともに第3次勧告へ盛り込む方針を固めた。「国と地方の協議の場」については、西尾勝・委員長代行(東京市政調査会理事長)が第3次勧告の素案ともども文案を整理し、9月24日に開かれる次回委員会へ提出する予定。なお、分権委では9月中の勧告を目指している。

【2面に関連記事】

国民生活の向上と安心を目指した 国と地方の協議の早期開始について

足後、速やかに開始して頂くことを特に要請いたします。
平成21年9月9日
地方六団体

が求められています。新政権が取り組む子育て支援や医療、福祉、社会保障制度改革、地域再生など様々な施策も、国と地方が協働し円滑に機能する制度を作っていくことにより効果を発揮することになります。地方分権の推進はもとより、予算の組替えや税制の見直し、新年度の予算編成等は、地方への影響も大きく、早速の話し合いを開始させて頂きたいと考えており、法律に基づき「国と地方の協議の場」の設置に先立ち、国と地方の協議を政権発

「国と地方の協議の場」求める

政府の分権委が第3次勧告で

地方分権改革推進委員会が9月中を目指し取りまとめを急ぐ第3次勧告には、国による自治体への「義務付け・枠付け」の見直しと合わせ、「国と地方の協議の場」の法制化を求める意見が盛り込まれることとなった。西尾勝・委員長代理が文案を整理し、9月24日に開催される第96回委員会で協議することとなるが、地方六団体の主張に添った内容となる見通しだ。

「国と地方の協議の場」の法制化については、8月30日の総選挙を目前に控えた各政党がマニフェストや選挙公約で「国と地方の協議の場」の法制化を謳っている。地方六団体の代表が9月9日、鳩山民主党代表と面談した際にも「マニフェストで、国と地方の協議の場を法制化すること」は約束した。1面参照のと

「国と地方の協議の場」の法制化は、地方六団体が設置した新地方分権構想検討委員会が、平成18年にまとめた

「分権型社会のビジョン」の中間報告に端緒を發する提言。現在に至るまで地方六団体は「国と地方の協議の場」を法制化するよう強く求めてきた。

総選挙で圧勝し政権与党となる民主党も、マニフェストで「国と地方の協議の場」の法制化を謳っている。地方六団体の代表が9月9日、鳩山民主党代表と面談した際にも「マニフェストで、国と地方の協議の場を法制化すること」は約束した。1面参照のと

必要」と地方六団体では考え

ただし、「国と地方の協議の場」について協議する場が

地方六団体のうち執行3団体から各政党への要請等

(抜すい)

全国知事会

「大胆」で「逃げない」マニフェストを！
(H21.06.18対各党要請文書)
2 (7) 国と地方の協議の場の法制化
国と地方の役割分担、国による関与・義務付け、国庫補助負担金、地方税財政制度、地方への新たな事務・負担の義務付けとなる法令・施策等について、政府と地方の代表者等が協議を行う「(仮)地方行財政会議」を法律で設置する。

地方分権改革にかかる今後の行動指針
(H21.07.15全国知事会議)
1 (5) 国と地方の協議の場の法制化
《基本方針》
地方の負担を伴う新たな事務事業等について、地方が一定の権限を有し、その代表者等が政府と協議を行う「(仮)地方行財政会議」の法律による設置を目指す。

全国市長会

政権公約に対する全国市長会要請
(H21.07.09対各党要請文書)
1 (4) 地方分権改革推進のための法的枠組みの確立
地方関連事項について政府と地方の代表者が対等の立場で協議し、地方の意見を政府の政策立案・執行に反映させるため、法律に根拠を有する「(仮)地方行財政会議」を実現すること。

全国町村会

民主党マニフェストに対する意見
(H21.08.11)
1. 地方自治に関すること
(3) 国と地方の協議の場を法制化すること

各政党のマニフェスト等

(抜すい)

民主党マニフェスト (H21.08.11公表版)

国と地方の協議の場を法律に基づいて設置します。

「民主政策集 INDEX 2009 (H21.07.23公表)」

分権改革 国と地方の協議の制度化
国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割の見直しなどの地方分権施策を推進する。これにより、国と地方の関係を「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」に改める。

自民政権公約2009 (H21.07.31公表)

「改めます。日本を具体策で変える。10」
地方分権を、前へ。メンバー(地方)全員が元気な、活力あるチーム(日本)を。
国と地方の役割を明確にし、国が地方のやり方を縛っている現状の打破へ。「地方のチカラ」を強めるため、国の出先機関の廃止、補助金・税配分の見直しなどの「新地方分権一括法案」成立させる。同時に、直轄事業負担金制度などの抜本的見直しや、国と地方の協議機関設置の法制化を進める。

「自民政政策 BANK」 (H21.07.31公表)

6 地域活性化・地方分権
地方分権のさらなる推進
また、地方分権をさらに進めるため、国と地方の協調に向けた徹底的な議論が行えるよう、国と地方の代表者が協議する機関の設置を法制化する。

公明党マニフェスト (H21.07.24公表)

「5. 地方分権をすすめ、地域主権型道州制へ！」
新「地方分権一括法」の制定、国と地方の協議の場の法制化
地域主権型道州制の導入に先立ち、国と地方の役割、事務事業の抜本的見直し、基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大のため、新しい地方分権一括法を制定する。その際、国と地方の代表者等が地方自治に関して協議を行い、地方が権限を有する「分権会議」(仮称)を法定する。

社民党マニフェスト統合版 生活再建10の約束 (H21.08.10公表)

「再建5 地域 元気でゆたかな地域へ」
1. 分権・自治
権限や財源の移譲、地方に関わる制度改正などについて、政府と地方の代表者が協議を行う場として、「地方行財政会議」を法制化します。

9月7日に開かれた第95回委

「構成メンバー」の取り扱

本会 各委員会での講演要旨

産業経済委員会

前号に続き、7月に開かれた本委員会での講演要旨を掲載します。なお、連載は今号で終了します。

農地法改正

農林水産省経営局
構造改善課農地業務室長

農林水産省農村振興局
農村計画課総務班長

食料自給率が40%と先進国最低の我が国では、自給率引上げを急務とし本年6月に農地法が改正された。今改正では①転用規制の強化で農地を確保する②農地の貸借規制を見直し、集積の円滑化を図る③の2点が基本方針。改正のポイントは「農地は地域における貴重な資源である」「耕作者による地域との調和に配慮した権利取得を促進すること」が明記され、「農地の権利者は適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬ」と責務規定が設けられた。具体的改正は次のとおり。

転用規制の強化では、従来は許可不要であった農地を国・都道府県が設置する公共

5・終

澁川 泰夫 氏

河嶋 正敏 氏

施設用地上に転用する場合、都道府県知事・農林水産大臣など許可権者との協議が必要となり、違反転用に関し原状回復のため行政代執行措置を創設。さらに、違反転用に対する罰則強化及び農林水産大臣が

耕作放棄地対策

農林水産省農村振興局農村計画課
遊休農地対策企画班長

耕作放棄地は平成17年に38万6000畝という埼玉県に匹敵する面積であった。20年に耕作放棄地の全体調査として①草刈り程度で再生可能②機械等の使用が必要③原野化して再生不能という区分を各農業委員会に依頼した結果、

知事に対し農地転用許可事務の是正を要求できるとした。

農地の権利移動規制の見直しでは、1. 周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生ずるおそれがある場合、農地の権利移動は不可とした。2. 農地の貸借は従来の農作業に常時従事する個人または農業生産法人であるとの要件を緩和したが①農地を適正に利用しない場合、貸借の解除をする旨の条件を契約に付す②他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれる③法人では、その業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事する などの条項が課さ

富澤 直満 氏

①②が全体で15万畝、その内農用地区域は8万3000畝であり、10万畝の耕作放棄地を23年度までに解消することが目標となった。

耕作放棄地の解消策は①農地制度の見直しで農地貸借を簡易化し、引受け手の増加を

れた。3. 許可を受けた者が要件を満たさなくなった場合、農業委員会が勧告なり許可の取り消しなどの措置を講じる。4. 農業生産法人は農業者中心の法人という性格を維持した上で、出資制限について①生産法人に農作業を委託している者も農地を貸している者と同様の、議決権制限を設けない構成員とする②農工商連携など、関連事業者の議決権の上限を引き上げるとした。5. 権利取得の下限面積の特例設置を従来の知事から、現場に近い農業委員会の認定とする。6. 相続等で農地を取得する場合、農業委員会への届け出が義務化された。

遊休農地対策の強化で

図る②耕作放棄地緊急対策を水田等有効活用促進交付金等と組み合わせ、支援を充実する2点が上げられる。

本年度新設された耕作放棄地再生利用緊急対策は、ハード面では耕作放棄地再生利用交付金として、荒廃程度に応じ10⁴当たり3〜5万円の支援と、重機等を用いた場合には2分の1の補助、再生後も土づくりに2年間10⁴当たり

は、遊休農地は従来の市町村指定から農業委員会が指定する。加えて、所有者が判明しない遊休農地は知事の裁定で担い手が使用可能とした。

また 農地利用集積円滑化事業が農地法とともに農地の集積を促進する農業経営基盤強化促進法において新設され、農地集積推進のために市町村・市町村農業公社・農協等の農地所有者からの貸付の代行が可能となった。

2万5000円の補助。作付けでは1年に10⁴当たり2万5000円の補助と、農業用機械を地域協議会が購入して農家に貸す場合の助成、農薬用施設整備・ハウス・果樹棚などの設置に対する支援を行う。また、新規就農者の農業法人等での研修費や農作物の加工品の試作、試験販売の助成。関連水路・農道・暗渠・鳥獣被害の防止施設等に対す

した。また、特定農業法人の範囲の拡大により、担い手がない地域では、農業生産法人以外の貸借が可能となった。

なお、農地法改正に伴い「農業振興地域の整備に関する法律」も改正され農用地面積の目標の達成が著しく低い都道府県の知事に農林水産大臣が是正要求を行うことを可能とした。加えて農用地区域からの除外を厳格化し、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合、農用地区域からの除外を認めず、優良農地を守っていく。さらに農協法も改正され、担い手が不足する地域について、農協による農業経営も可能となっている。

2分の1補助。農産物の加工施設、直売所、農業体験施設としての市民農園などにも2分の1が支援される。ソフト面では耕作放棄地再生利用推進交付金として、地域協議会に対する指導・助言等を行う、都道府県協議会推進事業や荒廃状況等の詳細調査、農地利用調整など様々な施策に支援される。(要約・産業経済委員会担当)

議会人事

議長	尾花沢	早野 清 (7・31)
三島 足立 馨 (6・23)	井上拓夫 (8・3)	
さぬき 鶴身 正 (6・23)	東根 清野真昭 (8・6)	
行田 大河原梅夫 (6・24)	刈谷 西口俊文 (8・6)	
阿波 三浦三 (6・24)	長浜 青木甚造 (8・7)	
福岡 光安 力 (6・24)	厚木 石射正英 (8・10)	
文京 武澤房吉 (6・25)	副議長	
宇都宮 今井昭男 (6・25)	上山 岩田孔一 (5・15)	
小山 石渡丈夫 (6・25)	三島 石渡光一 (6・23)	
島原 大場博文 (6・25)	さぬき 八木 弘 (6・23)	
館山 吉田恵年 (6・26)	中津 池田勝一 (6・23)	
野田 小倉妙子 (6・26)	行田 野口啓造 (6・24)	
千歳 石川一郎 (6・29)	周南 岸村敬士 (6・24)	
船橋 興松 勲 (6・29)	阿波 出口治男 (6・24)	
富士吉田 太田利政 (6・29)	文京 渡辺雅史 (6・25)	
千葉 小柳輝信 (6・30)	宇都宮 南木清一 (6・25)	
福山 小川眞和 (6・30)	小山 塚原一男 (6・25)	
いちき串木野	島原 島内俊光 (6・25)	
丸山善一 (6・30)	館山 福岡信治 (6・26)	
あわら 丸谷浩二 (7・1)	野田 齊藤登美生 (6・26)	
富士 小長井義正 (7・1)	東広島 中平好昭 (6・26)	
尼崎 蔵本八十八 (7・7)	千歳 田中 哲 (6・29)	
さいたま 関根信明 (7・9)	船橋 高木 明 (6・29)	
三浦 中谷博厚 (7・10)	富士吉田 勝俣米治 (6・29)	
あきる野 市倉理男 (7・16)	福山 川崎卓志 (6・30)	
鯖江 山崎文男 (7・23)	いちき串木野	
蕨 川島善徳 (7・24)	あきら野 市倉理男 (7・16)	
大月 小俣昭男 (7・27)	あわら 北島 登 (7・1)	
加古川 名生昭義 (7・29)	千葉 上村井真知子 (7・1)	
向日 荻野 浩 (7・30)	富士 稲葉寿利 (7・1)	
本宮 矢鳥義謙 (7・31)	松山 猪野由紀久 (7・1)	
	尾花沢 杉山公克 (7・7)	
	尼崎 杉山公克 (7・7)	
	さいたま 野口吉明 (7・9)	

日本全国「ご当地のヒミツ」4

フリーライター 永浜敬子

香川県の巻

日本で一番面積が狭い香川県。瀬戸大橋や金毘羅宮でも知られるが、全国区の知名度を誇るの、なんといつてもコシの強い讃岐うどんである。一説には信号の数より多いともいわれるうどん屋だが、現在、大小合わせて800軒以上も存在するとされている。

時の話題



その多くは自分で好みのだしをかけた、具をトッピングしたりするセルフサービススタイル。お好み焼き村やラーメン横丁のように、うどん屋が集まっているのではなく、県内のあちこちに点在し、喫茶店などでも、ちゃんとした手打ちうどんを提供する店もあり、3度の食事やおやつにと、香川人の生活に密接に関わっている。

最近では讃岐うどんブームで県外から食べ歩きに訪れる人も増えたが、香川人にとつてはあまりにも日常的な食べ物なので、わざわざ評判の店に食べに出かけることもなく、

近所でもないかぎり、有名店のうどんは食べたことがないという人のほうが多いのだ。香川を含める四国は、4つの県が同じようなイメージを他県の人から持たれるが、テレビ番組が瀬戸内海を挟んだ向かいの岡山と同じ系列のものが放映されているので、香川人にとっては、高知や愛媛、徳島の他の四国三県より、岡山のほうにシンパシーを感じている。

そして夏場、香川人が何より恐れるのは給水制限だ。四国山脈、北は中国山脈にさえぎられて雨雲がやって来にくい香川は、雨が少なく、慢性的な水不足に悩まされている。傘を一本も持っていない。傘を一本も持っていない。傘を一本も持っていない。

そのため、あちこちのために「節水！」を呼びかけるポスターがあり、香川の水がめと呼ばれる早明浦(さめうら)ダムの水位に敏感な香川人。貯水率が小学校の試験に出たり、水位の話題が挨拶代わりにもなったりするほど県民の関心を集めている。基本的に川は干上がるものだと思っっている。台風の後などに、川に水がいっぱい流れているのを見ると感動するのだ。

そんな香川人の最近の自慢は、映画「世界の中心で、愛を叫ぶ」のロケ地になったこと。うどんとともに、セカチユーの街としても知ってほしいと、控えめに願っている。

行事予定

9月29日 建設運輸委員会
正副委員長会議(15時、酒田市)

10月1日 全国市議会議長会
部会長会議(午後3時半、富山市)
10月19日 全国自治体病院経営都市議会協議会
正副会長・監事・相談役会議

お知らせ

本紙9月25日付第1737号は、第1738号と併せ、10月5日付第1737・38号として発行します。